

点検結果表（規制の事前評価）

政策の名称	法定雇用率の算定基礎の見直し	府省名	厚生労働省
根拠となる法令	<input checked="" type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 政令 <input type="checkbox"/> 府省令 <input type="checkbox"/> 告示 <input type="checkbox"/> その他		
	障害者の雇用の促進等に関する法律		
規制の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設等 <input type="checkbox"/> 緩和 <input type="checkbox"/> 廃止		

点検項目		評価の実施状況					課題
①	規制の目的、内容及び必要性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし					
費用の分析	② 遵守費用	<input type="checkbox"/> 金銭価値化	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 負担なし	<input type="checkbox"/> 分析なし	
	③ 行政費用	<input type="checkbox"/> 金銭価値化	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 負担なし	<input type="checkbox"/> 分析なし	
	④ その他の社会的費用	<input type="checkbox"/> 金銭価値化	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input checked="" type="checkbox"/> 負担なし	<input type="checkbox"/> 分析なし	
⑤	便益の分析	<input type="checkbox"/> 金銭価値化	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 分析なし		
⑥	費用と便益の関係の分析	<input type="checkbox"/> 費用便益分析	<input type="checkbox"/> 費用効果分析	<input type="checkbox"/> 費用分析	<input checked="" type="checkbox"/> 定性的な分析	<input type="checkbox"/> 分析なし	
代替案	⑦ 代替案の設定	<input checked="" type="checkbox"/> 設定あり <input type="checkbox"/> 想定される代替案なし <input type="checkbox"/> 設定なし					
	⑧ 代替案との比較	<input checked="" type="checkbox"/> 費用・便益で比較	<input type="checkbox"/> 費用で比較	<input type="checkbox"/> 便益で比較	<input type="checkbox"/> 比較なし		
⑨	レビューを行う時期又は条件	<input type="checkbox"/> 設定あり <input checked="" type="checkbox"/> 設定なし					

【課題の説明】

- 「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したものの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【点検結果表の別紙】

《規制の影響が及ぶ範囲に係る参考情報》

○ 当省の照会

規制の影響が及ぶ範囲を示す情報として、「現在法定雇用率の算定基礎としている身体障害者及び知的障害者の数」及び「今後法定雇用率の算定基礎に追加される精神障害者の数」が分かれば御教示ください。

○ 厚生労働省の説明

改正前の障害者雇用促進法第43条第2項においては、法定雇用率について、労働者（失業者を含む）の総数に対する身体障害者である労働者（失業者を含む）及び知的障害者である労働者（失業者を含む）の総数の割合を基準として設定し、少なくとも5年ごとに、当該割合の推移を勘案して政令で定めることとしていたが、今般の法改正により、算定基礎の対象に精神障害者（精神障害福祉手帳所持者に限る）が追加されたところ。

現在の法定雇用率の算定基礎としている障害者数は、下記のとおり。

- ・身体障害者である労働者（失業者を含む）の総数：58.5万人
- ・知的障害者である労働者（失業者を含む）の総数：17.5万人

法定雇用率の見直しに当たっては、その都度、特別に調査を実施して算定基礎の対象となる障害者の総数を算出している。今般の法改正により精神障害者が法定雇用率の算定基礎に追加されるのは平成30年4月1日であるが、その際にも特別に調査を実施して算定基礎の対象となる精神障害者を含む障害者数の総数を算出するため、現時点でご指摘の「今後法定雇用率の算定基礎に追加される精神障害者の数」を明示することは困難である。